

# 第66回定時株主総会 電子提供措置事項

## ユニ・チャーム株式会社

### 目次

株主総会参考書類	1
事業報告	6
連結計算書類	35
計算書類	37
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	39
会計監査人の監査報告	42
監査等委員会の監査報告	45

株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）のうち、連結持分変動計算書（IFRS）、連結計算書類の連結注記表、株主資本等変動計算書（日本基準）及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。連結持分変動計算書（IFRS）、連結計算書類の連結注記表、株主資本等変動計算書（日本基準）及び計算書類の個別注記表につきましては、下記の当社ウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトをご覧ください。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.unicharm.co.jp/ja/ir.html>

東京証券取引所ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(東証上場会社情報サービス)

「銘柄名（会社名）」に「ユニ・チャーム」又は「コード」に当社証券コード「8113」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択していただきますと、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案

#### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、高原豪久、高久堅二、志手哲也の3氏の取締役選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、代表取締役1名及び独立社外取締役2名、非業務執行取締役1名で構成され、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会の審議を受けたうえで決定しております。

候補者番号	氏名		当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	たか 高 はら 原 たか 豪 ひさ 久	再任	代表取締役 社長執行役員	100% (9回中9回)
2	たか 高 く 久 けん 堅 じ 二	再任	取締役 専務 PT UNI-CHARM INDONESIA TBK担当 兼 DSG International (Thailand) Public Company Limited 担当	100% (9回中9回)
3	し 志 て 手 てつ 哲 や 也	再任	取締役 専務執行役員 共同CIO (Chief Inclusion Officer) 兼 グローバル人事総務本部長 兼 秘書室担当	100% (6回中6回)

各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けた場合、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等の場合を除きます。なお、保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者が取締役に選任されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

候補者番号 1

たかはら たかひさ  
高原 豪久

再任

生年月日

1961年7月12日生

性別

男性

所有する当社の株式数

11,642,853 株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (9回中9回)

### 略歴、当社における地位、担当

1991年4月	当社入社
1995年6月	取締役
1996年4月	取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年6月	常務取締役
1998年4月	常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月	常務取締役 経営戦略担当
2001年6月	代表取締役 社長
2004年6月	代表取締役 社長執行役員

現在に至る

### 重要な兼職の状況

野村ホールディングス株式会社 社外取締役  
住友商事株式会社 社外取締役

### 取締役候補者とした理由

高原豪久氏は、上記略歴に記載のとおり、2001年の代表取締役就任以来、グローバル戦略を指揮し、積極的な展開により海外売上高比率を6割超まで引き上げる一方、国内市場においても高付加価値商品の投入により市場活性化を実現しました。その結果、売上高・営業利益ともに就任時から約5倍に拡大させるなど、長期間にわたり極めて顕著な経営実績を上げております。2025年には、コーポレート・ブランド・エッセンス「Love Your Possibilities」を掲げ、世界中のお客様の「可能性」を広げることによって、「共生社会」の実現への貢献を目指しております。具体的には使用済み紙パンツのリサイクルプロジェクト推進(RefF)を通じた独自のサーキュラーエコノミーの実現や、DXを活用したホルモンと体調の関係がわかる生理管理アプリ「ソフィBe」のサービス展開、さらにはケニアでの生理用ナプキンの販売を通じた、アフリカ市場開拓と女性の社会進出支援など、「社会課題の解決と市場創造」を両立するサステナビリティ経営を実践しております。これらの取り組みは、「CDP 2024」の3分野すべてで最高評価「Aリスト」を獲得するなど、外部機関からも極めて高く評価されており、「事業そのものがESG」という当社独自の立ち位置を確立いたしました。また、取締役会議長として、重要案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定機能及び監督機能を高めております。同氏の豊富な経験と卓越した先見性は、当社の持続的な企業価値向上に必要な不可欠であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

たか く けん じ  
高久 堅二

再任

生年月日

1960年10月5日生

性別

男性

所有する当社の株式数

105,661 株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (9回中9回)

#### 略歴、当社における地位、担当

1983年4月 当社入社  
1997年4月 マーケティング本部 サニタリービジネスグループ マーケティングディレクター  
2000年10月 ベビー事業本部 マーケティング部 ディレクター  
2004年1月 上海尤妮佳有限公司 総経理  
2005年10月 グローバルマーケティング本部 副本部長 兼 フェミニンケア事業部長  
2008年4月 執行役員 グローバルマーケティング本部長  
2014年12月 常務執行役員 グローバルマーケティング本部長  
2017年7月 常務執行役員 Managing Director, Unicharm India Private Ltd.  
2022年1月 専務執行役員 共同CMO (Chief Marketing Officer) 兼 Chairman, Unicharm India Private Ltd.  
2023年3月 取締役 専務執行役員 マーケティング・営業管掌 共同CMO 兼 Chairman, Unicharm India Private Ltd.  
2025年1月 取締役 専務 マーケティング・営業管掌 共同CMO  
2026年1月 取締役 専務 マーケティング・営業管掌  
2026年2月 取締役 専務 PT UNI-CHARM INDONESIA TBK 担当 兼 DSG International (Thailand) Public Company Limited 担当

現在に至る

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 取締役候補者とした理由

高久堅二氏は、上記略歴に記載のとおり、上記事業のマーケティング責任者を歴任するなど、顧客視点に立った、体系的なマーケティング戦略の立案・実行において高い専門性と経験を有しております。アジア事業の拡大においては、既存現地法人の再生や新規現地法人の立ち上げ、M&Aを主導するなど、卓越したマネジメント力を発揮いたしました。特に、当社グループの成長ドライバーであるインド法人の経営者として、5年間で売上高を約2倍に拡大させた実績は、同国における市場地位の確立とグループ全体の高成長を牽引するものであります。2023年の取締役就任後は、営業・マーケティング管掌役員として、全社の営業改革や戦略の抜本的な見直しを主導しております。とりわけDX化の推進において、社内で「マーケティングサイエンス研究会」を創設し、データと理論に基づく科学的なマーケティング手法を組織に定着させたほか、実践的なスキル向上を通じた若手人財の育成にも注力し、収益基盤の強化に貢献しております。同氏の持つ高度なマーケティングの知見とグローバルな経営経験は、当社が「グローバル・マーケティングカンパニー」としてさらなる持続的成長を遂げるために必要不可欠であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

して てつや  
志手 哲也

再任

生年月日

1962年8月16日生

性別

男性

所有する当社の株式数

71,379 株

当社との特別の利害関係

なし

取締役会への出席状況

100% (6回中6回)

#### 略歴、当社における地位、担当

1985年4月	当社入社
1993年4月	営業本部 営業企画部
2010年4月	グローバル人事総務本部 副本部長
2016年1月	執行役員 グローバル人事総務本部長
2019年1月	執行役員 グローバル人事総務本部長 兼 CSR本部長 兼 企業倫理室長
2021年1月	常務執行役員 CQO (Chief Quality Officer) 兼 グローバル人事総務本部長 兼 ESG本部担当 兼 お客様相談センター担当 兼 グローバル品質保証部担当
2022年7月	専務執行役員 CQO 兼 企画本部長 兼 お客様相談センター担当 兼 グローバル品質保証部担当
2024年1月	専務執行役員 共同CIO (Chief Inclusion Officer) 兼 グローバル人事総務本部長 兼 秘書室担当
2025年3月	取締役 専務執行役員 共同CIO 兼 グローバル人事総務本部長 兼 秘書室担当

現在に至る

#### 重要な兼職の状況

該当なし

#### 取締役候補者とした理由

志手哲也氏は、上記略歴に記載のとおり、営業及び営業企画を経験後、人事部門に異動し、本社及び生産子会社の人事責任者を歴任いたしました。2016年からはグローバル人事総務部門の統括責任者として、独自の経営マネジメントモデル「共振の経営」の実践を指揮し、グローバルで「人が育つ仕組み」を築き上げてきました。現在は、「戦略を動かす人と組織」の創出を掲げ、人的資本の価値を最大限に引き出す戦略人事の高度化を推進し、ジョブディスクリプションの整備やスキルインベントリの導入による個々のスキルの可視化に取り組むことによって、事業戦略と人事戦略を連動させた人財の最適配置に努めております。また、共同CIO (Chief Inclusion Officer) としてDE&Iを主導し、健康経営や多様な働き方の実現において「健康経営優良法人 2025 (ホワイト500)」に2年連続で認定されるなど、組織の活性化と社会的信頼の向上に貢献しております。企画本部・ESG本部・お客様相談センターなどの広範なコーポレート部門を統括してきた同氏の経験と事業成長を支える人財育成への深い見識は、当社の持続的な成長を支える強固な組織体制の構築に必要不可欠であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

---

## ■ 取締役の選任等についての監査等委員会の意見について

---

当社の監査等委員は、全員が指名委員会（委員の半数を独立社外取締役が占めています。）の委員を兼ねており、指名委員会における審議等を通じて、取締役候補者の指名に関する手続きが適切であること、当社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立する形で構成されることを確認しています。その結果、各監査等委員は、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断いたしました。これを踏まえ、監査等委員会は、会社法第342条の2第4項に基づいて株主総会において取締役の選任について監査等委員会の意見を述べる必要はないものと判断しています。

なお、当社の監査等委員は、全員が報酬委員会（委員の半数を独立社外取締役が占めています。）の委員を兼ねており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容についても、報酬委員会における審議等を通じて、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされていること、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定されていること、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されていること、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ていることを確認しています。その結果、各監査等委員は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容は妥当であると判断しており、監査等委員会は、会社法第361条第6項に基づいて株主総会において取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べる必要はないものと判断しています。

以上

# 事業報告

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 全般的概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、参入国・地域ごとに景況感・消費動向が大きく異なり、米国における追加関税政策の不確実性や、中国市場における需要回復の遅れなど、予測困難な状況が続きました。

こうした環境において、当社グループは“世界中の全ての人々のために、快適と感動と喜びを与えるような、世界初・世界No.1の商品とサービスを提供しつづける”という基本方針のもと、「Love Your Possibilities」を掲げ、「共生社会（Social Inclusion）」の実現に向けた取り組みを推進しました。

海外においては、出生数の減少や景況感により、消費者の生活防衛意識が高まり、ベビーケア関連商品の一部でダウントレード傾向が続いています。

アジアにおいては、新興eコマース市場へのマーケティング投資や、激しい価格競争の影響により収益性が圧迫されました。特に中国においては、風評被害により一時的に販売機会が減少し、年間ではなお回復途上にあるなか、デジタルマーケティング施策や販売網を強化し、足元の動向では回復に向けた兆しが見られつつあります。

一方、中東や北米など、堅調に推移した地域では、引き続き売上成長を維持しました。

国内においては、当社が取り扱う製品が生活必需品であることに加え、幅広いラインアップで多様なニーズに対応した結果、需要は安定的に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高945,268百万円（前連結会計年度比4.4%減）、コア営業利益108,884百万円（前連結会計年度比21.4%減）、税引前当期利益105,386百万円（前連結会計年度比21.7%減）、当期利益70,858百万円（前連結会計年度比25.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益65,212百万円（前連結会計年度比20.3%減）となりました。

なお、2025年9月にインドにおいてGST（物品・サービス税）の改正が行われたことに伴い、当連結会計年度において6,920百万円の評価損失を認識いたしました。当税制改正に関し、当該事項を除き、現時点において業績に重要な影響を与える事項はございません。

## ② 事業別概況

### <パーソナルケア>

	2024年12月期 (百万円)	2025年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	826,100	774,428	△51,672	△6.3
コア営業利益	110,883	83,197	△27,686	△25.0

(注) 外部顧客に対する売上高

#### ●ウェルネスケア関連商品

海外においては、大人用排泄ケア用品の需要が高まっているタイ、インドネシア、ベトナムなどの東南アジア地域で、商品ラインアップの拡充やパッド型と紙パンツの併用を通じて、日本式ケアモデルの普及促進を継続しました。また、高齢化が日本以上のスピードで進む中国では、対象人口が多いものの、高品質・高付加価値な専用品の認知度は依然として低く、ベッドシーツなどの代替品で対応しているケースも多く見られます。こうした状況を踏まえ、当社は現地ニーズに即した商品ラインアップの強化と、継続的なマーケティング投資を行い、事業成長に向けて経営資源を積極的に投入しました。

国内においては、“できるはふやせる、ひとつずつ。”の想いのもと、パンツタイプや紙パンツ用パッドなどの新商品を発売するなど、健康寿命の延伸につながる軽度・中度の商品を中心に、ADL<sup>※1</sup>に合わせた豊富な商品ラインアップを展開した結果、高い売上高成長を実現しました。また、使用者に合った商品選びをサポートするAIチャットボット「チャームさん」や、「大人用おむつカウンセリング」などのサービスを通じて、商品情報や使用者・介護者向け知識の提供にも継続して取り組みました。さらに、使用済み紙パンツからリサイクルした「再生パルプ」を原材料の一部に活用した『ライフリー のび～るフィット<sup>®</sup>うす型軽快テープ止め RefF (リーフ)』を発売し、商品機能の充実と環境配慮を両立させ、社会課題の解決に貢献しました。

マスクカテゴリーにおいては、『超快適』・『超立体』両ブランドの多様な商品ラインアップで市場の活性化を図りました。引き続き、消費者ニーズを捉えた新商品を継続的に展開することで市場シェアの拡大を目指します。

※1 日常生活動作 (Activities of Daily Living) の略語で、排泄・食事・入浴など日常生活に必要な基本動作を表し、介護される方の介護レベルを計る指標

#### ●フェミニンケア関連商品

海外においては、クールタイプナプキンやショーツ型ナプキンなど、独自性の高い幅広い商

品ラインアップで消費者ニーズに応えました。

中国では経済の先行き不透明感が続き、若年層を中心に、より低い価格帯の商品を好む傾向が見られるなか、当社は交換の簡便性を高めた新コンセプトの昼用ショーツ型ナプキンや、キャラクターを活用した商品を発売するなど、市場の活性化を図りました。

一方で、2024年11月、2025年3月及び10月に報道された生理用品の品質や廃棄管理に関する風評の影響による一時的な販売の減少に対し、当社は、eコマースにおけるデジタルマーケティングの強化に加え、安心・安全・信頼のブランドイメージを醸成する情報発信の徹底を通じてブランド価値の向上に取り組みました。

タイ、インドネシア、ベトナムなどアジア地域では、高付加価値商品であるクールタイプや活性炭配合ナプキンの展開を継続しました。

生理用品の普及率が低いインドでは、都市部を中心にアンチバクテリアをコンセプトとした商品に加え、現地の利用実態・価格感度に応じた、より手に取りやすい仕様である個包装や折りたたみを省いたフラットタイプを導入し、取扱店舗数の拡大を進めました。その結果、高い売上成長と収益性改善を実現しました。

中東では、現地の習慣を捉えたオリーブオイルを配合した新商品などへの積極的なマーケティング投資により、サウジアラビア国内販売が順調に推移したほか、近隣諸国への輸出も伸長しました。

国内においては、対象人口が減少傾向にあるなか、健康意識や安心志向の高まりに合わせた高付加価値商品の展開を進めるとともに、店頭での陳列提案やSNSを活用した継続的なコミュニケーション戦略により、市場シェアNo.1を継続しています。さらに、デジタル領域においても消費者との接点を強化しており、ホルモンの変化に着目した生理・体調管理アプリ『ソフィBe』に加え、経血が持つ生体情報を日常的な健康管理に生かす新たな試みとして、経血を活用した次世代ヘルスケアサービス『ソフィ FemScan（フェムスキャン）』の試験運用を開始しました。引き続き、女性を取り巻く環境や価値観の変化によりライフスタイルが多様化するなか、女性一人ひとりが自ら心身の状態を把握・管理し、健康と生活の質の向上に貢献できるよう、生理期にとどまらず日常全体をトータルでサポートし、ライフタイムバリューの最大化を図ります。

#### ●ベビーケア関連商品

海外においては、当社の強みとなるパンツタイプ紙おむつを中心に普及促進と独自性のある商品展開を進めました。参入国のなかでも紙おむつの普及率が低いインドでは、販売エリアの拡大や啓発活動を継続するとともに、2025年2月に3番目の工場が再稼働したことで供給体制が強化され、市場シェアは過去最高水準で推移するなど、成長基調を維持しました。一方、9月のGST税制改正に伴う減税を背景として、流通業者による在庫調整の影響から一時的に販売が停滞したものの、実需ベースでの消費者需要は底堅く推移しました。

ベトナムやタイ、インドネシアを中心とする東南アジア市場では、出生数の減少や経済の低迷を背景に、一部でダウントレードが見られるほか、価格競争の激化による厳しい状況が続くなか、当社は2ブランド戦略を推進し、プレミアム志向層と価格志向層それぞれに対応してきました。

タイでは、人気キャラクターとのコラボレーションを実施し、ブランド認知と話題性の向上を図りました。

インドネシアでは、ローカル企業が営業力と価格競争力を強化するなか、商品面では長時間使用でき、吸収後も薄さが続くエコノミータイプの『Mamy Poko GEMBUNG』や、販売単価を抑えてトライアルを促進する小容量パックを発売しました。また、販売面では営業員を増員し提案力を強化するなど、商品・販売の両面で戦略を実行しました。

サウジアラビア国内販売に加えて近隣諸国への輸出も堅調な中東では、現地の習慣を捉えたオリーブオイルを配合した新商品などへの積極的なマーケティング投資を継続し、高い売上高成長と市場シェアの拡大を実現しました。

国内市場は少子化により縮小傾向にありますが、“笑顔あふれる育児生活”の事業理念のもと、『ムーニー』と『マミーポコ』の2ブランドで多様なニーズに対応し続けた結果、市場シェアNo.1を継続し、収益性の改善を実現しました。

また、BABY JOB株式会社と協働で展開する「手ぶら登園<sup>®</sup>」<sup>※2</sup>を導入している保育施設を対象に、使用済みの紙おむつから取り出した「再生パルプ」を使用した施設専用品の導入を進めるなど、商品とサービスの両面で消費者の満足度向上と環境負荷低減に積極的に取り組みました。

この結果、パーソナルケアの売上高は774,428百万円（前連結会計年度比6.3%減）、セグメント利益（コア営業利益）は83,197百万円（前連結会計年度比25.0%減）となりました。

※2 「手ぶら登園<sup>®</sup>」とは、保護者が紙おむつやおしりふきを準備する手間や、かさばる荷物を持つての登園、保育士による紙おむつやおしりふきの管理業務など、保護者と保育士双方の負担を軽減する保育施設向けの定額制サービス

#### <ペットケア>

	2024年12月期 (百万円)	2025年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	148,673	156,084	7,411	5.0
コア営業利益	25,840	24,067	△1,773	△6.9

(注) 外部顧客に対する売上高

ペットとの共生社会の実現を目指すスローガン“もっと一緒に、ずっと一緒に。”のもと、ワンちゃん・ネコちゃんが社会とつながりながら幸せな一生を全うできる社会づくりに取り組んでいます。国内ペットフードにおいては、犬・猫ともに食感や味の多様性、健康志向の高まりに対応し、豊富なラインアップで消費者ニーズに応えました。猫用おやつでは『銀のスプーン』ブランドから、健康機能を付加した新タイプとして『銀のスプーン おいしい顔が見られるおやつカリカリッチ 総合栄養食おやつ』と『銀のスプーン お魚味クリームドーナツにゃつ毛玉ケア<sup>※3</sup>』を発売しました。犬用では、人間の食事のような見た目と味わいにこだわったウェットフード『グラン・デリ おかず仕立てパウチ』から、「シチュー仕立て」「ミネストローネ仕立て」「茶碗蒸し仕立て」の3種類を新発売し、消費者の多様なニーズに応えました。

国内ペットトイレタリーにおいては、猫用では、システムトイレの取替サンド『デオトイレ消臭・抗菌チップ』から天然木を使用した「飛び散らない<sup>※4</sup> ねこ型チップ」と「慣れやすい小粒」を発売しました。犬用では中型犬の体形に合わせたペット用吸収ウェア『マナーウェア長時間快適オムツ男女共用 中型犬用』を発売し、ラインアップを拡充しました。

ペット市場の拡大に伴い、SNSを活用した情報収集や購買行動の多様化を受け、『DOQAT』やAIを活用した『ごはんマッチング』に加え、「TikTok Shop」において『ユニ・チャーム ペット公式Shop』を新たに開設しました。この取り組みにより、消費者との接点を一層強化し、ブランドの認知拡大を進め、持続可能な成長を実現します。

北米では、日本の技術を搭載した新たなコンセプトの猫用ウェットタイプ副食の販売が引き続き好調に推移するなか、成長するeコマース市場向けの商品拡充も進め、高い売上高成長を実現しました。関税引き上げに対しては、輸入前倒しや価値転嫁を実施しました。加えて需要が底堅く推移したことで、販売面への影響は軽微にとどまりました。今後も関税政策の動向を注視しつつ、柔軟かつ機動的な対応を図ります。

北米に次ぐ世界第2位の市場規模を有する中国では、今後も市場成長が見込まれます。当社は2022年11月、中国現地法人を通じて江蘇吉家寵物用品有限公司（以下JIA PETS社）と資本業務提携を行い、独自コンセプトや技術を搭載したペットフードの製造を開始しました。以降、市場の活性化を図るべく新商品を投入し、幅広いニーズに対応しました。引き続き、日本で培った製造技術及び生産管理ノウハウと、JIA PETS社が保有する生産体制、研究開発力、eコマースにおける販売力などを活用することで、中国の重点都市において市場シェアNo.1を目指します。

また、今後の市場成長が期待される東南アジア地域においても、タイやインドネシア、ベトナムなどでペットケア市場が顕在化していることから、フード、トイレタリーともに積極的に経営資源を投下することで、飛躍的な事業成長を目指します。

この結果、ペットケアの売上高は156,084百万円（前連結会計年度比5.0%増）、セグメント利益（コア営業利益）は24,067百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。

※3 食物繊維の力で便と共に自然に排泄することを助けます。

※4 『デオサンド オシッコのあとに香りで消臭する砂』との比較

<その他>

	2024年12月期 (百万円)	2025年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高 (注)	14,208	14,755	547	3.9
コア営業利益	1,740	1,620	△120	△6.9

(注) 外部顧客に対する売上高

主に不織布・吸収体の加工・成形技術を活かした業務用商品分野において、産業用資材を中心に販売を進めました。

この結果、その他の売上高は14,755百万円（前連結会計年度比3.9%増）、セグメント利益（コア営業利益）は1,620百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。

③ 所在地別概況

	売上高 (注)			コア営業利益		
	2024年12月期 (百万円)	2025年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)	2024年12月期 (百万円)	2025年12月期 (百万円)	増減額 (百万円)
日本	339,922	342,504	2,582	67,980	67,350	△630
中国	107,324	78,024	△29,300	12,166	△5,364	△17,530
アジア	335,790	311,269	△24,520	30,739	16,748	△13,991
その他	205,944	213,469	7,525	27,357	29,986	2,629

(注) 外部顧客に対する売上高

## (2) 設備投資等の状況

海外では、生産拠点の拡充や生産能力の増強などを中心に、国内では、主として新商品の改良投資や生産性向上並びに既存設備の維持更新を目的として33,410百万円の設備投資を実施いたしました。金額には、有形固定資産、無形資産、使用権資産への投資額を含めております。

## (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、参入国・地域ごとに景況感に差が見られ、予測困難な状況が続いています。海外においては、アジア地域で経済の不確実性が依然として残存していることに加え、COVID-19の影響を経て、特にベビーケア関連商品において、消費者の間で手頃な価格の商品への需要が高まりつつあります。また、eコマースにおける新興チャンネルが急成長するなど、市場環境は目まぐるしく変化しています。

国内においては、ウェルネスケア関連商品やペットケア関連商品への引き合いは強いものの、景気の先行き不透明感に加え、競争が激しい販売環境のなか、為替や原油価格に起因する輸入原材料価格の上昇が懸念されるとともに、パーソナルケア業界においては、ベビーケアやフェミニンケア関連商品の対象人口減少が今後も見込まれております。

こうした課題を背景に、当社グループは経営理念に則り、常に新しい市場創造及び価値創造に努め、日本製需要の最大化、アジアでの急速な高齢化への対応、感染症予防関連や顧客インサイトに応える商品ラインアップの拡大をスピーディーに進めてまいります。海外ではリスク管理を強化しながら積極的なエリア展開と成長市場におけるカテゴリーリーダーとしての地位を確立し、国内では市場の活性化による業界総資産の拡大により、「共生社会」の実現を目指します。

今後もより一層の企業変革に努め、全ての事業において、絶え間ない商品革新による価値向上に一層注力するとともに、原価低減と経営資源の効率的活用をさらに強力に推進してまいります。

一方、非財務面においても、環境 (E) 社会 (S) ガバナンス (G) を中長期的かつ持続的な企業価値向上のための重要な基盤と位置付け、環境への配慮やガバナンス体制の強化等の施策推進を継続してまいります。また、企業経営の健全性と透明性をより高めるために、子会社の内部統制体制について、業務プロセスの適正性を検証する手続きの改善を推し進め、ガバナンスの強化を図ってまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第63期	2023年度 第64期	2024年度 第65期	2025年度 第66期 (当連結会計年度)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	898,022	941,790	988,981	945,268
コア営業利益 (百万円)	119,566	127,974	138,463	108,884
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	67,608	86,053	81,842	65,212
基本的1株当たり当期利益 (円)	37.87	48.47	46.41	37.30
資本合計 (百万円)	708,613	788,250	873,711	891,259
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	347.72	392.91	439.46	456.75

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第63期	2023年度 第64期	2024年度 第65期	2025年度 第66期 (当事業年度)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売上高 (百万円)	344,281	348,740	369,638	369,227
経常利益 (百万円)	67,915	143,374	143,962	112,110
当期純利益 (百万円)	6,876	119,405	118,520	99,206
1株当たり当期純利益 (円)	3.85	67.26	67.20	56.75
純資産額 (百万円)	301,907	384,676	463,483	516,243
1株当たり純資産額 (円)	169.63	217.25	263.48	296.70

(注) 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ユニ・チャームプロダクツ(株)	200百万円	100.0%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品、ペットケア関連製品の製造
嬌聯股份有限公司	588,800千台湾ドル	52.6%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Uni.Charm (Thailand) Co., Ltd.	718,843千タイバーツ	100.0%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品、ペットケア関連製品の製造及び販売
LG Unicharm Co., Ltd.	30,000百万韓国ウォン	51.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
尤妮佳生活用品(中国)有限公司	117,127千米ドル	75.0% (75.0%)	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	415,657百万インドネシアルピア	59.2%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品、ペットケア関連製品の製造及び販売
Unicharm Gulf Hygienic Industries Co. Ltd.	506,667千サウジアラビアリアル	75.0%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm India Private Ltd.	45,642百万インドルピー	100.0%	ウェルネスケア関連製品、フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	60,000千豪ドル	100.0%	ベビーケア関連製品、ペットケア関連製品などの販売
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	1,025,000千エジプトポンド	95.0%	フェミニンケア関連製品、ベビーケア関連製品などの製造及び販売
The Hartz Mountain Corporation	197,398千米ドル	51.0%	ペットケア関連製品の製造及び販売
尤妮佳(中国)投資有限公司	280,346千米ドル	100.0%	中国国内の事業会社の管理及び統括

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	873,783千 ブラジルレアル	80.1%	ベビーケア関連製品、ウェルネ スケア関連製品などの製造及び 販売
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	1,260,000千 タイバーツ	99.3% (99.3%)	ウェルネスケア関連製品、ベビー ケア関連製品などの製造及び販売
Uni-Charm Corporation Sdn. Bhd.	132,230千 マレーシアリングgit	100.0%	マレーシア国内などの事業会社の 管理及び統括
Diana Unicharm Joint Stock Company	360,000,000千 ベトナムドン	95.0%	ウェルネスケア関連製品、フェミ ニンケア関連製品、ベビーケア関 連製品などの製造及び販売

#### その他34社

(注) 1. 議決権比率欄の ( ) は、間接所有割合で内数であります。

2. 事業年度末日における特定完全子会社については、該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	売上区分
パーソナルケア	ウェルネスケア関連製品 フェミニンケア関連製品 ベビーケア関連製品
ペットケア	ペットフード製品 ペットトイレタリー製品
その他	産業用資材製品 その他

(7) 主要な事業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 主要な事業所

名称	所在地
本店	愛媛県四国中央市
首都圏営業部 (本社事務所)	東京都港区
近畿支店 (大阪事業所)	大阪府大阪市
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
甲信支店	長野県松本市
中部支店	愛知県名古屋市
中国支店	岡山県岡山市
四国支店	愛媛県四国中央市
九州支店	福岡県福岡市
テクニカルセンター	香川県観音寺市

② 子会社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四 国 工 場 中 央 製 造 所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 四 国 工 場 豊 浜 製 造 所	香川県観音寺市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 福 島 工 場	福島県東白川郡棚倉町
ユニ・チャームプロダクツ(株) 静 岡 工 場	静岡県掛川市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 埼 玉 工 場	埼玉県児玉郡
ユニ・チャームプロダクツ(株) 伊 丹 工 場	兵庫県伊丹市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 三 重 工 場	三重県名張市
ユニ・チャームプロダクツ(株) 九 州 工 場	福岡県京都郡苅田町
嬌 聯 股 份 有 限 公 司	台湾—大中華圏
Uni.Charm (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
LG Unicharm Co., Ltd.	大韓民国
尤妮佳生活用品(中国)有限公司	中華人民共和国
PT UNI-CHARM INDONESIA Tbk	インドネシア共和国
Unicharm Gulf Hygienic Industries Co. Ltd.	サウジアラビア王国
Unicharm India Private Ltd.	インド共和国
Unicharm Australasia Holding Pty Ltd.	オーストラリア連邦
Unicharm Middle East & North Africa Hygienic Industries Company S.A.E.	エジプト・アラブ共和国
The Hartz Mountain Corporation	アメリカ合衆国
尤妮佳(中国)投資有限公司	中華人民共和国
UNICHARM DO BRASIL INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PRODUTOS DE HIGIENE LTDA.	ブラジル連邦共和国
DSG International (Thailand) Public Co., Ltd.	タイ王国
Uni-Charm Corporation Sdn, Bhd	マレーシア
Diana Unicharm Joint Stock Company	ベトナム社会主義共和国

(8) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	前連結会計年度末従業員数	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
従業員数	16,464名	16,542名	78名増加

② 当社の従業員の状況

区 分	前事業年度末従業員数	当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減
従業員数	1,404名	1,429名	25名増加

(9) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,821百万円
株式会社みずほ銀行	2,978百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,256百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,483,337,276株  
 (2) 発行済株式の総数 1,862,502,957株（自己株式122,577,638株を含む）  
 (3) 株主数 115,390名  
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
ユニテック(株)	千株 464,870	% 26.72
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	174,952	10.06
高原基金(株)	84,240	4.84
(株)日本カストディ銀行（信託口）	61,467	3.53
(株)伊予銀行 （常任代理人 (株)日本カストディ銀行）	45,900	2.64
日本生命保険(相) （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株)）	36,566	2.10
JP MORGAN CHASE BANK 385864 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	30,662	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	28,539	1.64
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	23,490	1.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部）	19,217	1.10

- (注) 1. 当社は自己株式122,578千株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主より除外しております。  
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況**

役員区分	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	当社譲渡制限付株式 137,500株	3名

(6) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	高原 豪久	社長執行役員、野村ホールディングス(株) 社外取締役、住友商事(株) 社外取締役
取締役	高久 堅二	取締役 専務 共同CMO(Chief Marketing Officer) 兼 マーケティング・営業管掌
取締役	志手 哲也	取締役 専務執行役員 共同CIO(Chief Inclusion Officer) 兼 グローバル人事総務本部長 兼 秘書室担当
取締役 (監査等委員)	杉田 浩章	ボストン・コンサルティング・グループ(同) シニア・アドバイザー カルビー(株) 社外取締役、(株)エクサウィザーズ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	ルゾンカ 典子	コスモエネルギーホールディングス(株) 常務執行役員CDO
取締役 (常勤監査等委員)	浅田 茂	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）杉田浩章及びルゾンカ典子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 当社は、取締役浅田茂氏を常勤の監査等委員に選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）杉田浩章氏は、大手外資系コンサルティング会社であるボストン・コンサルティング・グループの日本代表及びマネージング・ディレクター&シニア・パートナーを務め、現在もシニア・アドバイザーとして活躍するとともに、カルビー(株)、(株)エクサウィザーズの社外取締役を務めるなど、企業経営・コーポレートガバナンスに関する知識を活用する業務を経験しており、企業経営及びコーポレートガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）ルゾンカ典子氏は、海外・外資系大手金融機関において、長年にわたり、実務及びマネジメントを務めており、企業経営戦略及び企業ガバナンスに関する高い識見を有しております。また、前職のソニー銀行(株)では執行役員として、現職のコスモエネルギーホールディングス(株)においても、常務執行役員としてブランド価値やCXの向上、DX人材の育成、データドリブン経営基盤の構築を推進しており、DX戦略に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）浅田茂氏は、パナソニック(株)グローバル本社内部監査部門長・税務部門長、海外会社経理担当役員の経験に加え、当社の執行役員経理財務本部長を経験しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査等委員（監査役）、執行役員、子会社以外に役員として派遣された当社グループ籍社員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料の全額を当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害（損害賠償金、争訟費用等）が填補されます。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得た場合や、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。

## (3) 取締役の報酬等

### 1. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針は、代表取締役1名及び非業務執行取締役1名、独立社外取締役2名で構成し、独立社外取締役が半数を占め、また独立社外取締役が委員長を務める報酬委員会で審議した結果を、取締役会に諮って決定しております。

### 2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりであります。

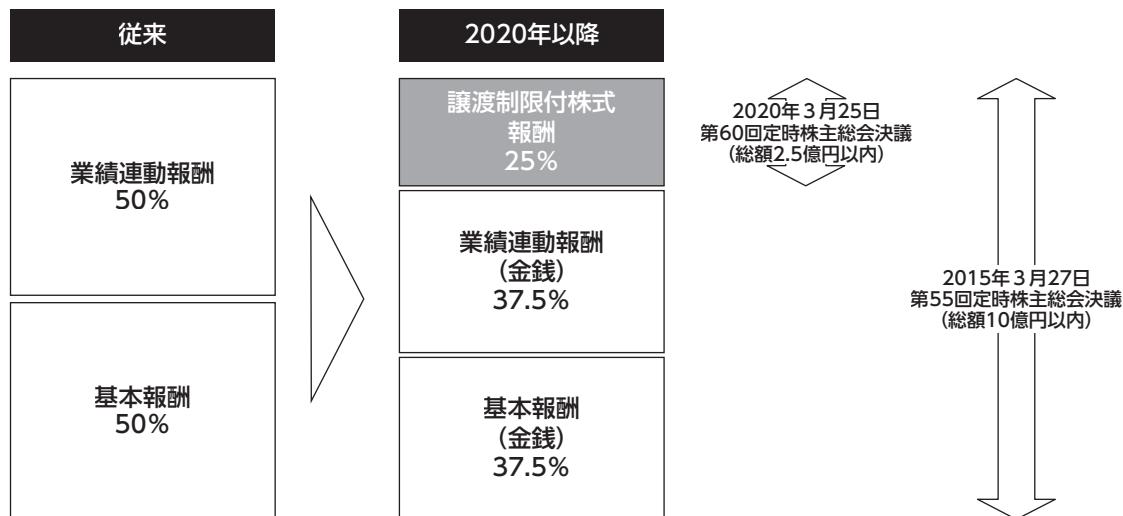
#### ① 取締役の報酬制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、基本報酬（金銭）と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は、短期的なインセンティブである金銭報酬と中長期的なインセンティブである譲渡制限付株式報酬で構成されております。また、基本報酬は職責の大きさに応じた役職ごとに決定しております。

なお、業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、客観的な立場に基づく当社経営に対する監督及び助言の役割を考慮し、固定報酬のみとしております。

また、2015年3月27日開催の第55回定時株主総会にて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（総額）を年額1,000百万円以内（当該定めに係る員数は8名）、監査等委員である取締役の報酬等の額（総額）を年額100百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする旨、2020年3月25日開催の第60回定時株主総会にて、譲渡制限付株式報酬枠を年額250百万円以内（当該定めに係る員数は3名）とする（ただし1,000百万円の内枠とする。）旨の承認を受けております。

[役員報酬の構成]



- ・ 基本報酬（金銭）：市場競争力の確保を目的とし、職責の大きさに応じた役職ごとのベンチマークによって決定し、月額固定報酬として支給します。
- ・ 業績連動報酬（金銭）：短期的な（1年間）インセンティブとして、その期間の業績結果に応じて、基本報酬の金額の0%～200%（10段階）の範囲で決定し、評価年度（1月～12月）の実績に応じて翌年4月～翌々年3月の期間に月払で支給します。
- ・ 譲渡制限付株式報酬：中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして、評価年度（1～12月）の業績結果に応じて、翌年4月に基本報酬の金額の33%～100%に相当する譲渡制限付株式を割り当てます。譲渡制限期間は3年間となります。

[役員報酬の評価指標・考え方及び当事業年度の目標・実績]

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の業績連動報酬（金銭）及び譲渡制限付株式報酬を決定する際の業績結果の評価指標（ESG評価を含む4項目8テーマ）及び当事業年度の目標・実績は以下のとおりであります。

なお、職責の大きさに応じた役職ごとに評価ウェイトを設定しております。例えば、代表取締役は全社業績を50%、全社重点戦略を50%に、また、ライン部門の役付執行役員は全社業績及び担当部門業績を各30%、全社重点戦略及び担当部門重点戦略を各20%としております。

また、2020年度より新たに指標に加えましたESG評価は、FTSE JPX Blossom Japan Indexの採用やESGスコアの改善など、可能な限り定量的な評価に努めております。またグループの中長期ESG目標である「Kyo-sei Life Vision 2030」を推進することで、GPIF採用ESG指数における5指数の構成銘柄に選定されました。さらには、「第6回ESGファイナンス・アワード・ジャパン 環境サステナブル企業」選定、「SOMPOサステナビリティ・インデックス」構成銘柄選定、「CDP2024」の3分野で最高評価「Aリスト」獲得及び「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー」選定、「Sustainable Japan Award 2025」ESG部門で優秀賞初受賞、「D&I AWARD 2025」3年連続「ベストワークプレイス」認定など、多方面で高い評価を得ております。「事業そのものがESG」の浸透を加速させ、更なる企業価値向上に努めております。

No.	評価指標	Accountability	評価ウェイト	目標	実績	評価
1	全社業績 (経営計画)	1-1 全社売上高	20~50%	974,000百万円 (昨比98.5%)	945,268百万円 (昨比95.6%)	97.1%
		1-2 全社コア営業利益		120,000百万円 (昨比86.7%)	108,884百万円 (昨比78.6%)	90.7%
		1-3 親会社の所有者に帰属する 当期利益		85,100百万円 (昨比104.0%)	65,212百万円 (昨比79.7%)	76.6%
2	担当部門業績	2-1 担当部門売上高	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—
		2-2 担当部門利益		(部門毎)	(部門毎)	—
3	全社重点戦略	3-1 役員自身で実行する優先戦略	20~50%	(役員毎)	(役員毎)	—
		3-2 ESG評価 (専門機関の評価等)		(役員毎)	(役員毎)	—
4	担当部門重点 戦略	4 担当部門の最優先戦略	0~40%	(部門毎)	(部門毎)	—

※各評価指標の考え方

1. 当社の取り組みを業績面で評価する指標
2. 役員それぞれの取り組みを業績面で評価する指標
3. 当社の優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)
4. 役員それぞれの優先戦略に対する取り組みを評価する指標 (定性評価を含む。)

[譲渡制限付株式割当契約の内容]

「譲渡制限付株式報酬」は、対象取締役及び執行役員が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける制度です。対象取締役及び執行役員と当社の間では、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

1	譲渡制限期間	対象取締役及び執行役員は、割当てを受けた日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、割当てを受けた当社の株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
2	退任時の取扱い	対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
3	譲渡制限の解除	当社は、対象取締役及び執行役員が譲渡制限期間中継続して当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役及び執行役員が、上記2に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員その他当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
4	クローバック条項	対象取締役及び執行役員は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合等には、その責任に応じ、累積した本割当株式の全部又は一部を無償返還する。
5	その他の事項	譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## ② 取締役の個人別の報酬額の決定方法

取締役の個人別の報酬額については、取締役個々の貢献実績に基づいた正しい評価とすることを目的に、各指標に基づいた評価結果を報酬委員会に報告し審議した上で、取締役会の決議により一任された代表取締役 社長執行役員（高原 豪久）が決定しております。

## ③ 固定報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬の割合及び額の決定に関する方針

固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の算定方法及び割合、それぞれの報酬を与える時期、決定の委任者と内容については、2021年2月22日開催の報酬委員会にて、取締役会で決定すべきこととして整理した上で、その内容について同日開催の取締役会で決議しております。

## 3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 4. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	535	184	184	166	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	8	8	—	—	1
社外取締役	21	21	—	—	2

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額166百万円が含まれております。

2. 当社の役員報酬は、会社法施行に伴い2007年6月26日開催の第47回定時株主総会にて、役員退職慰労金を廃止し役員賞与を報酬へ組み込むことの決議を得ており、年間報酬総額のみであります。

(4) **社外役員に関する事項**（2025年12月31日現在）

1. 取締役（監査等委員） 杉田 浩章

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況  
ポストン・コンサルティング・グループ(同) シニア・アドバイザー  
カルビー(株) 社外取締役  
(株)エクサウィザーズ 社外取締役
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  
取締役会9回開催中全て、監査等委員会11回開催中全て出席し、豊富な経験から適宜質問、助言を行っております。
- ④ 重要兼職先である法人等と当社との関係  
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2. 取締役（監査等委員） ルゾンカ 典子

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況  
コスモエネルギーホールディングス(株) 常務執行役員CDO
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  
取締役会9回開催中全て、監査等委員会11回開催中全てに出席いたしました。豊富な経験から適宜質問、助言を行っております。
- ④ 重要兼職先である法人等と当社との関係  
兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	187百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合計	187百万円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	201百万円
--	--------

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、每期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

#### [基本方針]

- ・ 社是及び行動憲章において、コンプライアンスに対する方針を明示します。
- ・ 役員及び使用人が必要な知識を習得できるよう、トレーニングを実施します。
- ・ コンプライアンス意識に関して、定期的なモニタリングを実施します。
- ・ 被監査部門から独立した内部監査部門による監査を実施します。
- ・ 問題の早期把握のため、内部通報窓口を設けます。
- ・ 反社会的勢力との一切の関係遮断を図ります。また、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。

#### [運用状況]

- ・ 社是に「企業の成長発展、社員の幸福、及び社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げています。また、ユニ・チャームグループ行動憲章を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人がいつでも閲覧できる状態にしています。
- ・ 年に数回、幹部社員向けの勉強会においてコンプライアンスに関するテーマを取り上げています。また、新入社員研修、海外赴任者向け研修等においても、コンプライアンスに関するテーマを取り上げています。その他、コンプライアンスに関する様々なテーマで、役員及び使用人に対する学習コンテンツの発信やEラーニングを実施しています。
- ・ 当社及び国内外グループ会社において定期的に実施している意識調査にコンプライアンス意識に関する調査項目を設け、モニタリングを実施しています。
- ・ 経営監査部が、外部専門家やグループ会社の内部監査部門と連携して、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。
- ・ 倫理・法令違反事案の相談・通報窓口として「Compliance Hotline」を、ハラスメント行為及び悩み相談窓口として「りんりんDial」を設置しています。相談・通報の状況は、相談・通報者の保護に配慮しつつ、企業倫理委員会を通じて、定期的に取締役会に報告しています。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断及び腐敗防止に関して、ユニ・チャームグループ行動憲章に明記し、取り組みを進めています。

## (2) 情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、機密性、完全性及び可用性の確保を考慮し、また、法令等の定めがある場合はこれに従い、適切に保存及び管理を行います。

[運用状況]

- ・「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ規程」「文書保存年限表」等の社内規程において、法令等の定めを踏まえた情報の保存及び管理に関する取扱いを定め、運用しています。取締役は、必要などきはいつでも、保存及び管理されている情報を閲覧することができるものとしています。

## (3) リスク管理体制

[基本方針]

- ・リスク管理に関する役割及び責任を明確化します。
- ・意思決定を行う際には、想定されるリスクに適切な考慮を払います。
- ・経営上の重要なリスクについて、全社で対策に取り組む体制を構築します。
- ・危機対応に係る組織・体制や計画を整備します。
- ・リスク管理のプロセスについて、監査を実施します。

[運用状況]

- ・当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、組織・業務分掌及びユニ・チャームグループ決裁規程により定められた役割及び責任に応じて、責任を持ってリスク管理を行っています。
- ・取締役会決議を始めとする意思決定の際に、想定されるリスクに対して適切な考慮が払われるよう、意思決定プロセスなどのルールを整備しています。また、意思決定した事項に対する結果報告やフォローアップの体制を整備しています。
- ・当社及び国内外グループ会社の経営上、重要なリスクについては、業務執行会において対策を討議しています。また、リスク管理の状況について、定期的に取り締役に報告するものとしています。
- ・危機対応に関しては、クライシスコミュニケーションマニュアルにおいて、クライシスの報告に関するルールやクライシス対応のガイドライン等を定めています。また、事業継続計画（BCP）を策定するとともに、環境の変化に応じてルールや計画の見直しを行っています。
- ・経営監査部が、外部専門家やグループ会社の内部監査部門と連携して、当社及び国内外グループ会社の内部監査を実施しています。監査の結果は、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

#### (4) 職務執行の効率性確保のための体制

##### [基本方針]

- ・職務執行に関する役割及び責任を明確化することによって、重複を排除し、迅速な意思決定を実現します。
- ・職務執行の効率性を確保できる経営手法を採用し、実践します。
- ・グループ全体から現場まで様々なレベルで、整合性のとれた戦略及び計画を策定します。
- ・経営環境の変化に対応して機動的に経営戦略を見直します。
- ・業務の効率化を積極的に推進します。

##### [運用状況]

- ・当社は、執行役員制度を採用し、執行責任を明確化しています。また、組織・業務分掌及びユニ・チャームグループ決裁規程を定め、当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人の役割及び責任を明確化しています。
- ・当社及び国内外グループ会社は、全社で目指す目的・目標を共振の経営実践会議（毎週、当社及び国内外グループ会社をテレビ会議及びウェブ会議で接続して実施しています。）等を通じて浸透・徹底しています。
- ・グループの中期経営計画を、取締役会決議により策定しています。また、中期経営計画を実現するため、諮問会議において、中期経営計画で掲げた全社戦略の具体化及びグループ会社それぞれの戦略を審議しています。これらを踏まえて、取締役会決議により、マネジメント予算を策定しています。
- ・全体の計画の進捗状況を、月次の業務執行会においてモニタリングしています。発生した課題については、対応方針を決定しています。
- ・業務効率化のため、ITを活用するとともに、業務プロセスの改革にも継続的に取り組んでいます。

## (5) グループ管理体制

### [基本方針]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本とします。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項を明確にし、体制を構築します。
- ・国内外グループ会社が当社に報告すべき事項及び当社の承認を得るべき事項を明確に定めます。
- ・グループ会社間の取引について、その適正を図ります。
- ・国内外グループ会社に対する適切なモニタリング及び監督を実施します。
- ・国内外グループ会社に対して、実効的な監査を行います。

### [運用状況]

- ・国内外グループ会社が、各々責任を持って、自主的な経営を行うことを基本としています。
- ・コンプライアンス体制、リスク管理体制、職務執行の効率性確保のための体制等に関して、国内外グループ会社に共通して適用すべき事項については、グループ規程を策定し、運用しています。
- ・グループ規程において、国内外グループ会社が当社に報告すべき事項等を定めています。また、ユニ・チャームグループ決裁規程において、国内外グループ会社が当社の承認を得るべき事項等を定めています。
- ・グループ会社間の取引（当社と国内外グループ会社との取引を含みます。）について利益相反を管理し、必要な場合には、社外取締役が出席する取締役会で審議を行ったり、兼職している役員が審議及び議決に加わらないものとしたりするなどの対応を行います。
- ・株主総会における議決権の行使、役員の兼職並びに、取締役会、諮問会議及び業務執行会における報告及び審議等を通じて、国内外グループ会社のモニタリング及び監督を実施しています。
- ・当社経営監査部が国内外グループ会社に対する監査を行っているほか、主要なグループ会社は、当該グループ会社独自の監査を行っています。独自の監査の結果についても、監査実施後、当社経営監査部を通じて、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。

## (6) 監査等委員会の補助使用人

### [基本方針]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を置きます。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。
- ・ 監査等委員会の補助使用人については、監査等委員会による指示の実効性を確保します。

### [運用状況]

- ・ 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置しています。
- ・ 監査等委員会の補助使用人の任命、評価、異動、懲戒等の人事に係る事項の決定にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとしています。
- ・ 監査等委員会は、補助使用人に直接指示することができるものとし、補助使用人は当該指示に従うものとしています。

## (7) 監査等委員会への報告体制

### [基本方針]

- ・ 監査等委員会が関係者から報告を受けられる体制並びに、監査等委員が業務及び財産の状況の調査をする際に関係者の協力を得られる体制を整備します。
- ・ 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 常勤監査等委員から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 会計監査人及び内部監査部門から監査等委員会への報告に関する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

### [運用状況]

- ・ 当社及び国内外グループ会社の役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員から求められた場合は、速やかに事業の報告を行い、又は業務及び財産の状況の調査に協力する（ただし、国内外グループ会社の役員及び使用人については、正当な理由がある場合を除きます。）ものとしています。
- ・ 当社の役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとしています。
- ・ 常勤監査等委員は、諮問会議、業務執行会等の主要会議への出席、往査その他により情報を収集し、監査等委員会に報告しています。
- ・ 会計監査人及び経営監査部は、監査の方針及び計画について、定期的に監査等委員会に報告しています。監査の結果（国内外グループ会社に対する監査の結果及び国内外グループ会社が独自に実施した監査の結果を含みます。）についても、監査実施後、代表取締役社長執行役員及び監査等委員会委員長に報告するとともに、定期的に監査等委員会に報告しています。
- ・ 監査等委員会への報告を行った者に対して当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

## (8) その他監査等委員会の監査の実効性を確保する体制

[基本方針]

- ・監査等委員による社内の情報へのアクセスを確保します。
- ・会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役との連携を確保します。
- ・監査等委員以外の役員との情報交換及び意見交換を実施します。
- ・監査等委員の職務の執行に必要な費用は、会社が負担します。
- ・必要に応じて外部専門家との連携を図ることができるものとします。

[運用状況]

- ・必要などときにはいつでも常勤の監査等委員が決裁書等の社内の文書を閲覧できる環境を整備しています。
- ・監査等委員は、会計監査人、内部監査部門及びグループ会社の監査役と、情報交換及び意見交換を行う会合を定期的開催し、緊密な連携を図っています。
- ・監査等委員は、代表取締役その他の取締役と、定期的に会合を開催し、情報交換及び意見交換を行っています。
- ・監査等委員がその職務の執行について費用の前払い・支払い等の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その前払い・支払い等を行うものとして、あらかじめ支出が見込まれる費用については、予算措置を講じています。
- ・監査等委員会は、必要な場合には、会社の費用負担で弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができるものとしています。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営方針のひとつと考え、そのためにキャッシュ・フローの創出による企業価値の向上に努めております。当期におきましては、持続的な成長を実現するための事業投資を優先しながら、中長期的な連結業績の成長に基づき、安定的かつ継続的な配当を実施し、自己株式の取得に関しても必要に応じて機動的に実施することで、総還元性向50%以上を目標に利益還元の充実を図ってまいりました。

当期の年間配当については、中間期末の1株当たり9円に、期末配当1株当たり9円を加え、18円とさせていただきます。この結果、24期連続増配となり、親会社所有者帰属持分配当率(DOE)は4.0%となりました。

また、2025年2月13日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、同年2月14日から8月22日の期間に「東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付」により、20,019,800株を取得価額総額22,000百万円で取得いたしました。

次期の利益還元については、2026年より開始する第13次中期経営計画において、2030年の親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)17%達成に向け、事業成長に加え、資本政策の再構築(Rebirth)の両輪で推進してまいります。同期間中の指針として、総還元性向を50%から65%へ引き上げるとともに、DOE4.5%以上を目線とした利益還元のさらなる充実を図ってまいります。

## 連結財政状態計算書(IFRS)

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産)</b>		<b>(負 債)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>641,644</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>263,933</b>
現金及び現金同等物	253,092	仕入債務及びその他の債務	221,583
売上債権及びその他の債権	154,762	借 入 金	3,488
棚 卸 資 産	123,344	未 払 法 人 所 得 税	10,268
その他の金融資産	100,279	そ の 他 の 金 融 負 債	8,993
その他の流動資産	10,167	そ の 他 の 流 動 負 債	19,602
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>581,532</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>67,984</b>
有形固定資産	275,748	借 入 金	7,567
無 形 資 産	97,059	繰 延 税 金 負 債	15,312
繰 延 税 金 資 産	16,966	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,942
持分法で会計処理されている投資	19,584	そ の 他 の 金 融 負 債	23,368
その他の金融資産	160,589	そ の 他 の 非 流 動 負 債	5,795
その他の非流動資産	11,585	<b>負 債 合 計</b>	<b>331,917</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,223,176</b>	<b>(資 本)</b>	
		<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>794,705</b>
		資 本 金	15,993
		資 本 剰 余 金	11,582
		利 益 剰 余 金	801,367
		自 己 株 式	△140,428
		そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	106,191
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>96,554</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>891,259</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>1,223,176</b>

## 連結損益計算書(IFRS)

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	945,268
売 上 原 価	△575,710
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>369,558</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△260,674
そ の 他 の 収 益	9,505
そ の 他 の 費 用	△16,410
金 融 収 益	7,335
金 融 費 用	△3,928
<b>税 引 前 当 期 利 益</b>	<b>105,386</b>
法 人 所 得 税 費 用	△34,529
<b>当 期 利 益</b>	<b>70,858</b>
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	65,212
非 支 配 持 分	5,645
<b>当 期 利 益</b>	<b>70,858</b>

売上総利益からコア営業利益への調整表

(単位：百万円)

売 上 総 利 益	369,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△260,674
<b>コ ア 営 業 利 益</b>	<b>108,884</b>

## 貸借対照表(日本基準)

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>208,429</b>	<b>流動負債</b>	<b>99,004</b>
現金及び預金	73,818	支払手形及び買掛金	33,736
受取手形及び売掛金	54,443	短期借入金	35,940
有価証券	44,472	未払金	21,881
貯蔵品	2,120	未払法人税等	1,072
短期貸付金	6,666	賞与引当金	2,165
その他の他	26,924	その他の他	4,209
貸倒引当金	△14	<b>固定負債</b>	<b>2,885</b>
		繰延税金負債	16
<b>固定資産</b>	<b>409,703</b>	退職給付引当金	1,114
<b>有形固定資産</b>	<b>9,451</b>	その他の他	1,755
建物及び構築物	3,696	<b>負債合計</b>	<b>101,889</b>
機械装置及び運搬具	2,551	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	1,067	<b>株主資本</b>	<b>507,332</b>
土地	1,081	<b>資本金</b>	<b>15,993</b>
建設仮勘定	1,035	<b>資本剰余金</b>	<b>58,294</b>
その他の他	22	資本準備金	18,591
<b>無形固定資産</b>	<b>27,390</b>	その他資本剰余金	39,703
のれん	12,523	<b>利益剰余金</b>	<b>573,473</b>
商標権	1,845	利益準備金	1,992
ソフトウェア	11,401	その他利益剰余金	571,481
その他の他	1,621	オープンイノベーション 促進積立金	200
<b>投資その他の資産</b>	<b>372,861</b>	繰越利益剰余金	571,281
投資有価証券	152,059	<b>自己株式</b>	<b>△140,428</b>
関係会社株式・出資金	200,094	<b>評価・換算差額等</b>	<b>8,912</b>
長期貸付金	11,040	その他有価証券評価差額金	9,069
前払年金費用	8,783	土地再評価差額金	△157
その他の他	1,580		
貸倒引当金	△695	<b>純資産合計</b>	<b>516,243</b>
<b>資産合計</b>	<b>618,132</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>618,132</b>

## 損益計算書(日本基準)

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	369,227
売上原価	264,125
売上総利益	105,102
販売費及び一般管理費	66,061
営業利益	39,042
営業外収入	681
受取配当金	74,583
その他の営業外収入	479
営業外費用	289
支払利息	1,349
デリバティブ費用	1,005
為替差損	32
その他の営業外費用	2,675
経常利益	112,110
特別利益	8
固定資産売却益	745
投資有価証券売却益	1,354
貸倒引当金戻入額	446
特別損失	2
固定資産除却損	2,171
関係会社株式売却損	56
関係会社株式・出資金評価損	2,675
投資有価証券評価損	56
税引前当期純利益	111,541
法人税、住民税及び事業税	10,791
法人税等調整額	1,545
当期純利益	99,206

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ユニ・チャーム株式会社  
取締役会御中

有限責任	あずさ監査法人
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 大夏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川大輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ユニ・チャーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違

があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎

となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ユニ・チャーム株式会社  
取締役会御中

有限責任	あずさ監査法人
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 近藤 敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 大夏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川大輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニ・チャーム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

ユニ・チャーム株式会社 監査等委員会  
監査等委員 杉 田 浩 章  
監査等委員 ルゾンカ 典 子  
監査等委員 浅 田 茂

- (注) 1. 監査等委員杉田浩章及びルゾンカ典子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。  
2. 監査等委員は、電子署名をしております。

以 上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。